職員給与・人事

# 市職員の給与および人事等の状況をお知らせします

市の職員の定数・給与・休暇などの勤務条件は、法律に基づき市議会の議決で定められた条例や、それに基づく規則で定めています。 市民の皆さんにご理解をいただくため、制度の概要やその運営状況を公表します。→職員課(内416)

## 給与の状況

地方公務員の給与は、地方公務員法で生計費、国やほかの 地方公共団体の職員、民間企業の従業員の給与などを考慮し て定めています。

	毎月支給	<b>→</b>	給料、扶養·地域·住居·通勤·管理職手当等
給与	勤務実績から支給	<b>→</b>	特殊勤務・時間外勤務手当等
	一定の時期に支給	<b>→</b>	期末・勤勉・退職手当

### 3. 一般行政職の級別職員数等の状況(平成31年4月1日現在)

#### -般行政職の級別職員数と給料表の状況

区分	標準的な職務内容 (*1)	職員数 (*2)	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長職	13人	3%	494,000円	526,700円
4級	課長職	52人	11.9%	284,000円	455,000円
3級	係長職	122人	27.9%	224,800円	415,100円
2級	主任職	150人	34.3%	199,100円	362,500円
1級	一般職	100人	22.9%	141,300円	324,300円

- (\*1) それぞれの級に該当する代表的な職務
- (\*2) 市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

### 標準的な職務内容の構成比

	<b>一般</b> ↓	主	任	係長	課長 部長
平成28年度の構成比	22.9%	34.	3%	27.9%	11.9% 3.0%
1年前の構成比	22.5%	33	.6%	28.4%	12.2% 3.3%
5年前の構成比	22.4%	34	.6%	27.7%	12.6% 2.7%
Ċ	) 20	4	0 6	0 80	0 100(%)

### 4. 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

※( )内は再任用職員の支給割合

		国分寺	市	東京都国			
平成30年度 1人当たりの支給額		1,789,863円 -			_		
平成 30年度	期末手当		2.6月(1.45月)				
支給割合	勤勉手当		2.0月(	0.95月)		1.85月(0.87月)	
職制上の 職務の級 加算	等による	職務段階加算	3~20%	職務段階加算 3~20 管理職加算 15~25		職務段階加算 5~20% 管理職加算 10~25%	

- ※管理職員は期末と勤勉の月数が上記と異なります(合計月数は同じ)
- ※勤勉手当への勤務実績の反映状況=人事評価の結果(S・A・B・C・D)の勤勉手当成績率への反映を行っています

### (2) 退職手当

平成31年4月1日現在

		国分	寺市		Ē
		自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
	勤続20年	23.0	月分	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	30.5	月分	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	121		39.7575月分	47.709月分
	最高限度率	43)	<b>コ</b> ル	47.709月分	47.709月刀
支給率	<b>አ</b> ለሐለ		<sup>退職特例措置</sup> %加算)	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	
_	その他の 加算措置	定年と定年前早期 前20年間の職務の 額加算あり	退職では、退職日 区分に応じて調整		
	1人当たりの 支給額 (*)	3,860,276円	21,362,099円	_	_
( 14 )	、	まに治酔した酔品に	= 終された亚わ短		

(\*) 平成30年度に退職した職員に支給された平均額

### (3) 地域手当

平成31年4月1日現在

支給実績 (平成30年度決算)	支給職員1人当たりの支給年額 (平成30年度決算)	支給対象地域	支給率	支給対象 職員数	国の制度 (支給率)
3億8,824万5千円	637,512円	市内全地域	16%	609人	16%

### (4)特殊勤務手当

4	<b>-</b> 灰:	31	牛	4)	Ħ	1 $\Box$	垷召	
								٦ .

支給実績(平成	3,410,900円							
支給職員1人当	49,433円							
職員全体に占め	かる手当支給職員の	割合(平成30年度)		11.5%				
手当の種類(	手当の種類 (手当数)							
名 称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成30年度決算)	支給単価				
税務事務 特別手当	税務事務に従事す る職員	市税の賦課徴収業務	2,918,850円	○賦課徴収=150円/日 ○滞納整理=600円/日				
福祉等訪問 指導手当	福祉関係等に従事 する職員	各法に定める業務を行う ため家庭を訪問する業務	337,250円	250円/日				
重度心身障害児 療育手当	子育て相談室に勤 務する職員	重度心身障害児の 療育業務	86,100円	100円/日				
環境業務手当	環境対策課に勤務 する職員	はち・不快害虫駆除・ 犬猫死体の取扱業務	68,700円	300円/件				

### (5) 時間外手当

	平成30年度決算	29年度決算
支給実績	1億4,316万8千円	1億5,895万4千円
支給職員1人当たりの支給年額	23万5千円	26万4千円

### 1. 総括

#### (1) 人件費(\*1) の状況(平成30年度普通会計(\*2)決算)

,	, 15 (17 15 ( ) 17 17 (		,,,,,,,,		
住民基本台帳 人口 (平成31年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 29年度の 人件費率
123,689人	452億9,114万円	12億2,939万7千円	68億970万5千円	15%	12.2%

- (\*1) 一般職員の給与、特別職に支給される給料・報酬・共済費などを含む
- (\*2) 一般会計と一部の特別会計(土地取得特別会計・国分寺都市計画事業国分寺駅北口地区第一種市街 地再開発事業特別会計)を加え、会計間の重複などを控除して得られる統計上の会計

#### (2) 職員給与費の状況(平成30年度普通会計決算)

(2) 机实际的类似形式 成为6个及自起公司从并								
職員数			1人当たりの給与費					
(*1) A	給 料	職員手当(*3)	期末勤勉手当	計 B	B/A			
609人 (56人)		7億3,580万1千円 (2,042万2千円)						

- )内は再任用職員で上段に含みません
- (\*1) 平成30年4月1日現在の人数
- (\*2) 人件費から特別職(市長・副市長・教育長・各種委員)や議員の報酬・給与・共済費を除いたもの(\*2) 温際手当を含まません。

### | 2. 職員の平均給与月額、初任給の状況

### (1) 平均年齢、平均給料月額・給与月額の状況

### ■平成31年4月1日現在の状況

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
一般行政職	41歳	323,783円	433,042円	398,893円
技能労務職	52.8歳	351,731円	424,640円	417,288円

### ■平成30年4月1日現在の状況

※東京都、国などの平成31年4月1日現在の状況が未公開のため平成30年4月1日現在で比較

_	区分	平均年齢	平均給料月額 (*1)	平均給与月額 (*2)	平均給与月額 (国比較ベース) (*3)
段	国分寺市	41.2歳	325,255円	434,632円	401,470円
般行政職	東京都	41.5歳	314,490円	444,592円	395,638円
堰	围	43.5歳	329,845円		410,940円
	類似団体	42.3歳	319,873円	405,857円	371,004円
技	国分寺市	51.9歳	350,091円	425,744円	415,048円
能	東京都	49.7歳	292,009円	391,826円	361,938円
技能労務職	国	50.7歳	286,817円	_	328,637円
職	類似団体	50.8歳	332,400円	391,736円	371,947円

- (\*1) 各職種の職員の基本給の平均
- (\*2) 給料月額と毎月支払われる扶養・地域・住居・時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計した。
  - たものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているもの (2) 関索公務員の平均終与 日額には時間は勘察手光、特殊勘察手光等が含まれる

### (\*3) 国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当・特殊勤務手当等が含まれていないことから、比較のためそれらを除いたもの

### (2) 初任給の状況

平成31年4月1日現在

		国分寺市東京都		国
	大学卒	183.7	700III	総合職185,200円
一般行政職	入 <del>子竿</del> 	103,7	一般職180,700円	
	高校卒	145,600円		148,600円
技能労務職		143,000円		

※このほか、扶養・地域・住居・通勤手当等を支給

### (3) 経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

平成31年4月1日現在

(フ)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	リーサイフ・ロ坎江				
経験年数		10年 20年		25年	30年
	大学卒	264,725円	349,418円	383,233円	416,994円
一般行政職	高校卒	225,800円	_	374,300円	374,367円
技能労務職	高校卒		_		323,100円
<b>技能分務</b> 噸	中学卒		_		360,600円



		給料月額等					
市 長 900,000円							
給料	副市長	770,000円					
11	教育長		710,000円				
	議長		540,000円				
報酬	副議長		490,000円				
EM	議員		470,000円				
	市長	T-10	0 <del></del>	4.T.A			
#B	副市長			6月分			
期末手当	教育長	(≛	基礎額=上記給料×1.2	<u>2)</u>			
害	議長	T-#0	0 <del></del>	550			
	副議長		0年度支給実績 4.1 ま球額 - トシャッツン1 1				
	議員	\2	基礎額=上記報酬×1.2	<u> </u>			
退		算定方式 (在職1年につき)					
退職手当	市長	給料月額×350/100					
山山	副市長	給料月額×300/100	, , , , ,				
	教育長	給料月額×220/100					
(*)							

<sup>(\*) 4</sup>月1日現在の給料月額と支給率に基づき、1期(4年=48月、教育長は3年=36月)勤めた場合の退職手当の見込み額

### 4. 職員の手当の状況(続き)

(6) その他の手当

平成31年4月1日現在

_	_						平成30年	<b>年度決算</b>
1	当名	内容・支給単価		国の制度との異同	国の制度		支給実績	職員1人 当たりの 支給年額
ŧ	ŧ.	配偶者	課長職3,000円/月 係長職以下6,000円/月		配偶者	課長職3,500円/月 係長職以下6,500円/月		
1	姜	子	9,000円/月		子	10,000円/月	49,941,227円	82,005円
=	夫養手当	その他扶養親族	課長職3,000円/月係長職以下6,000円/月		その他の扶養親族	課長職3,500円/月 係長職以下6,500円/月	49,941,227	62,003 <u>F</u>
	ĺ	16歳~22歳の子	4,000円加算		16歳~22歳の子	5,000円加算		
信息	主居手当	34歳以下世帯主で	で借家居住者 15,000円/月	田かえ	借家居住者家貸 支給限度 27	■ ■ 図分に応じて ■ 1000円/月	12,436,027円	20,420円
対整三・当	通助手当	(例=鉄道利用者6か) ※支給限度=55,0	運賃相当額 月定期代を年2回支給) 000円/月 5=通勤距離に応じ	異なる	交通機関利用 ※支給限度=! 交通用具使 離に応じて	55,000円/月 用者=通勤距	47,328,158円	77,715円
Ê		部長相当職	96,600円/月		<b>佐給売別 職</b>	務の級別、俸		
H	<b>学里</b> 截手当	統括課長	85,000円/月		給の特別調整	額の区分別に	64,475,880円	991,937円
È	É	課長相当職	73,400円/月		定める額を支	₩□		

## 定員の状況 (平成31年4月1日現在)

### (4) 等級と職制上の段階ごとの職員数

### 行政職給料表(1)

等級	等級別基準職務表に		計	内 訳		職制上
守秘	規定する基準となる職務	職員数	構成比	職名	職員数	の段階
1級	2~5級に属さない職員の職務	150人	24.8%	一般職員	150人	係員級
2級	主任の職務	244人	40.3%	主任	244人	<b>水 民 椒</b>
				係長	64人	
3級	   係長・担当係長・園長・館長の職務	142人	23.4%	担当係長	67人	係長級
JINX		142人	23.4%	園長	2人	
				館長	9人	
			7人 9.4%	課長	45人	
	課長・担当課長・室長・委員会等			担当課長	7人	
4級	の事務局長、市議会事務局次長の 職務	57人		室長	2人	課長級
				事務局長	2人	
				議会事務局次長	1人	
				部長	9人	
5級	部長・担当部長・会計管理者・市	13人	2.1%	担当部長	2人	部長級
JINX	議会事務局長の職務	13/	2.170	会計管理者	1人	SAIN STATE
				議会事務局長	1人	
	合 計	606人	100%			

### 行政職給料表(2)

等級	等級別基準職務表に	合	計	内訳	職制上の段階	
せる	規定する基準となる職務	職員数	構成比	職名	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1級	2・3級に属さない職員の職務	2人	4.2%	一般職員	反三年	
2級	技能主任の職務	44人	91.6%	技能主任	係員級	
3級	技能係長の職務	2人	4.2%	技能係長	係長級	
	合 計	48人	100%			

## 人事行政の運営等の状況

### 1. 職員の任免と職員数に関する状況

### (1) 任命権者別の職員数の状況

	平成31年4月1日現在
区分	職員数
議会	6人
市長	555人
教育委員会	86人
選挙管理委員会	4人
監査委員	3人
農業委員会	(3人)
合 計	654人

### ※職員数は、一般職に属する職員数※( )内は、職務を兼任している職員数を再掲

### (2) 任免の状況(平成31年度)

区分	採用 者数	退職 者数	備考
一般事務	14人	18人	
一般技術	8人	3人	土木技術·建築技術
福祉技術	0人	2人	保育士
保健師	2人	0人	
看護師	0人	1人	
技能労務職	1人	3人	一般作業·一般用務·給食調理
수 計	25.1	27 1	

### (3) 採用試験の実施状況(平成30年度)

### ※ I 種は大学卒業程度の試験内容

	職種		第一次試験		第二次試験		第三次試験	
			合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
I種	一般事務	549人	247人	157人	84人	79人	53人	
I種	保健師	7人	6人	5人	4人	_	_	
I種	一般技術(土木技術)	4人	4人	4人	4人	-	_	
I種	経験者主任(土木技術)	1人	1人	0人	0人	-	_	
I種	一般技術(建築技術)	3人	3人	3人	3人	-	_	
I種	経験者主任(建築技術)	0人	0人	_	_	_		

## (4) 昇任試験等の実施状況区分受験者数合格者数(平成30年度)係長昇任試験9人6人

### 2. 職員の人事評価の状況(平成30年度)

区分	内容
//	1,7 5
評定期間	平成30年4月1日~平成31年3月31日
評価基準日	平成31年1月1日
評定対象者	部長職・課長職・係長職・主任職・一般職
評定項目	業績評価(業務目標の達成度)、能力評価(職務遂行過程における能力の発揮状況)
対象人数	673人

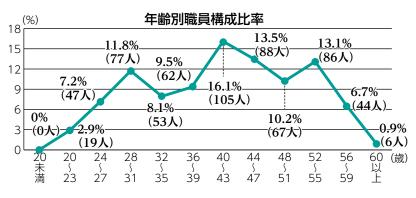
#### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

+000		職員数(人)(*)		対前年 増減数(人)	S. J. 165-870-L
部門	区分	平成30 年度	31年度	31年度	主な増減理由
	議会	6	6	0	
	総務	158	160	2	(増) 国勢調査、公会計導入に伴う体制強化
	税務	45	45	0	
	民生	164	164	0	
<u>—</u>	衛生	60	61	1	(増) 子育て世代包括支援センター事業開始に伴う 体制強化
般行政	労働	1	1	0	
	農林水産	3	3	0	
	商工	6	8	2	(増) プレミアム商品券事業に伴う体制強化
	土木	77	82	5	(増) 3.4.12号線関連、ブロック塀撤去事業拡大 に伴う体制強化
	小計	520 (29)	530 (29)	10 (0)	(参考)人口1万人当たりの職員数 41.8人
特	教育	89	86	-3	(減) 給食調理の業務委託化
特別行政	小計	89 (19)	86 (18)	-3 (-1)	(参考)人口1万人当たりの職員数 7.2人
益	下水道	10	10	0	
企業	その他	31	28	-3	(減) 非常勤職員化、一般会計に配置変更
公営企業等会計	小計	41 (1)	38 (1)	-3 (0)	(参考)人口1万人当たりの職員数 3.3人
ć	含 計	650 (49)	654 (48)	4 (-1)	(参考)人口1万人当たりの職員数 52.6人

### ※( )内は、再任用短時間勤務職員数で上段の職員数は含みません

(\*) 職員数は一般職(教育長を含む)に属する職員数

### (2) 年齢別職員構成の状況



### (3) 職員数の推移

(	J	

(3) 445-555 (7)[6]						()()		
		平成26年	27年	28年	29年	30年	31年	過去5年間の 増減数(率)
-	般行政	520	527	515	510	520	530	10 (1.9%)
ą	数 育	103	95	93	92	89	86	-17 (-16.5%)
	普通 会計	623	622	608	602	609	616	-7 (-1.1%)
計	公営 企業等 会計	37	39	39	42	41	38	1 (2.7%)
	総合	660	661	647	644	650	654	-6 (-0.9%)

### 8. 職員の研修の状況(平成30年度)

公務員としての倫理観・使命感を持ち、市民に信頼され、優れた問題解決能力や職務遂 行能力、幅広い視野に立つ人間性豊かな職員を育成するため、研修を実施しています。

1 1 86	;ノノヾ゙゙゙゙゚	田仏し代到	"に <u>ル</u> フ.	人間性豊かな職員を育成するため、研修を実施してい	より。	
	1	区 分		内 容	延べ 受講者数	
1	階層	別研修	イント能力に対する。	員研修、接遇研修(新任職員)、文書管理実務研修、庁内ラネット活用研修、法務入門研修、財務会計研修、対人」上研修、開管理術習得(タイムマネジメント)研修、 退研修、プレゼンテーション研修、主任職昇任者研修、 基礎実務研修、ファシリテーション研修、新任係長職所任課長職研修、管理職実務研修	374人	
①庁内研修	重点	課題研修	個人情 ビジョ け)、事	働研修、メンタルヘルス研修(セルフケア・ラインケア)、 報保護・情報セキュリティ研修、普通救命講習、キャリア ン研修、ハラスメント防止研修(管理職向け・全職員向 ・務ミス防止研修、市議会傍聴研修、男女平等人権(ワー イフ・バランス)研修、公文書研修、会計事務執行研修	488人	
		研修		礎研修、財務会計実務研修	62人	
	O)	Γ研修	新入職	員の指導員・準指導員研修、異動職員への指導研修	25人	
	職場	研修		自由児の介助方法と姿勢管理等(子育て相談室)	51人	
	自主	研修	子育て	支援制度自主研究グループ	5人	
				計	1,005人	
		基礎部門研	形像え割	任研修(I期・II期)、係長新任研修(倫理・メンタル、マジメント)、課長新任研修(倫理・メンタル、管理者の役)、部長研修	107人	
	古	能力向上的 研修	策 (第	題解決、中堅職員の役割、政策プレゼンテーション、政 形成、管理職リスクマネジメント、CSクレーム対応、 約力、係長コーチング	62人	
	楽	講師養成研		基礎科、問題解決・政策形成、中堅職員の役割		
	都	法務研修		政法 I、民法	16人	
	虚	財政研修		方財政	4人	
	東京都市町村職員研修所派遣研修	情報処理研	算 肝修   ト! 自!	計算ソフト初級、プレゼンテーションソフト初級、表計 ソフト中級、表計算ソフト中級(関数編)、表計算ソフ 中級(データ分析編)、表計算ソフト(プログラミング・ 動処理機能)、文書作成ソフト(実践レイアウトテクニ ク編)	21人	
	影	専門職研		之。 健師研修、保育士研修	3人	
	派遣	技術職研	り エフ	事監理科、工事検査科、建築工事科、道路科、Jw-cadソ ト初級、AutoCAD初級	9人	
②派遣研修	置   1		却	事科、会計科、広報科、固定資産税科初級(家屋・土地・償 資産)、住民税科初級(個人住民税)、法人住民税科初級、 収科(初級)、固定資産税科中級(土地・家屋)、住民税科 級(個人住民税)、徴収科(中級)、廃棄物対策科、子育て 援科、図書館科	24人	
		特別研修		権啓発研修(同和問題・外国人の人権)、男女共同参画研、メンタルヘルス研修、講演会、スポット研修	76人	
				小計	327人	
	東京	<b>范都等派遣</b>	开修	不動産法務科、東京市町村自治調査会調査研究結果 発表シンポジウム、講演会「深く長い上質な信頼関係」・「目標達成への道のり」、総務省統計研究研修所統計専門課程「政策立案と統計」、国土交通大学校専門課程「道路環境研修(環境対策・道路空間利用等)」・「街路・都市交通施設研修」・「道路計画研修(分析・評価)」、特別区協議会社会福祉講座	14人	
		会等		保育関連講座、給食担当者講習、建築基準関連講習、環境関連講習、療育関連講座、労働安全衛生関連講習など	58人	
		都市町村駅 3ブロック1			9人	
					81人	
				<u></u>	408人	

### 9. 職員の福祉および利益の保護の状況(平成30年度)

### (1) 厚生福利制度

職員の厚生福利制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、職員互助会を設置し、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費や市の負担金などで運営されています。また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市が分担拠出する財源で、短期給付事業(医療関係等)・長期給付事業(年金関係)・福祉事業(人間ドック事業など)を行い、厚生年金・国民年金・健康保険・国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

### (2) 公務災害等の状況

公務上、通勤途上の災害で負傷等した 場合には、地方公務員災害補償基金から 一定の補償が行われます。

傷病	死亡
2	0
1	0
	傷病 2 1

### 10. 公平委員会の業務の状況(平成30年度)

職員は、給与・勤務時間その他の条件に関し、公平委員会に対して、市の当局から適切な措置が取られるよう要求することができます。また、職員は、懲戒など意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に不服申し立てができます。

なお、措置の要求と不服申し立てはありませんでした。

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間・休憩時間の状況(標準的なもの)

平成31年4月1日現在

1週間の 正規の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午~午後1時

(2) 超過勤務の状況 (平成30年度)	超過勤務総時間数	職員1人当たりの超過勤務 月平均時間数
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	56,901時間	8.3時間

#### (3) 特別休暇の概要

平成31年4月1日現在

種 類	付与日数・期間など	種 類	付与日数・期間など
公民権行使等休暇	必要と認められる時間	生理休暇	生理日で勤務が著しく困難な期間
結婚休暇	継続して7日以内	忌引休暇	死亡者の区分に応じ1日~10日以内
産前産後の休養	産前産後を通じて16週間	夏季休暇	夏季期間で5日以内
母子保健健診休暇	必要と認められる時間(妊娠中 月2回、出産後1年以内で1回)	ドナー休暇	必要と認められる日数または 時間
妊婦通勤時間	1日60分以内	ボランティア休暇	5日以内
育児時間	1日90分以内	介護休暇	180日以内
出産介護休暇	2日以内	短期の介護休暇	5日以内
育児参加休暇	5日以内	介護時間	1日2時間以内
子どもの看護休暇	מאאםכן		·

(4) 年次有給休暇の取得状況	平均取得日数	取得率
(平成30年度)	19.4⊟	37.2%

### 4. 職員の休業に関する状況(平成30年度)

区分	取得者数
育児休業	31人
育児部分休業	25人

### - 5. 職員の分限および懲戒処分の状況(平成30年度)

#### (1) 分限処分者数

分限とは、公務能率の維持と向上を図ることを目的に、職員に一定の事由がある場合に、本人の意に 反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。分限処分は、免職・休職・降任・降給の4種類です。

区分	免職	休職	降任	降給
処分者数	0人	9人	0人	0人

#### (2) 懲戒処分者数

懲戒とは、公務における規律と秩序を維持することを目的に、職員の一定の義務違反に対する道義 的責任を問うためになされる処分です。懲戒処分は、免職・停職・減給・戒告の4種類です。

区分	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0人	0人	1人	0人

### 6. 職員の服務の状況(平成30年度)

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力で専念しなければなりません。職員が守るべき義務は、次のとおりです。

区分	内 容	違反者数
職務命令等に従う義務	法令等の定める規定に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に 従わなければなりません	0人
信用失墜行為の禁止	職の信用を傷つけたり、職全体の不名誉となるような行為をして はなりません	1人
守秘義務	職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません	
職務専念義務	法律等に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間と職務 上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりま せん	
政治的行為の制限	政党その他の政治的団体の結成に関与するなどの政治的行為が禁止されています	0人
争議行為等の禁止	争議行為等が禁止されています	
営利企業等の従事制限	営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には 許可を受けなければなりません	

### 7. 職員の退職管理の状況(平成30年度)

離職前に管理職(部長職・課長職)に就いていた職員は、離職後5年間、報酬を得る職に就いた場合に届け出を行う必要があります。

该任1440年1344分	:良啦				再就職者
<b>场压业的0.044的</b> .177	<b>迟</b> 帆	市特別職	市再任用職員	民間企業等	合計
部長職	2人	人0	2人	0人	2人
課長職	2人	0人	1人	0人	1人
		部長職 2人	部長職 2人 0人	離職時職位 退職者数 市特別職 市再任用職員   部長職 2人 0人 2人	離職時職位 退職者数 市特別職 市再任用職員 民間企業等   部長職 2人 0人 2人 0人

# 職員の職務に係る倫理の保持に関する状況等

→職員課(内416)

### 職昌倫理多例

①職員に対する研修

職員の職務に係る倫理の保持を図るため、職員倫理条例を制定し、平成19年1月1日から施行しています。職員は、この条例により、利害関係者との間で一定の行為が禁止されるとともに、事業者等から金銭・物品、その他の財産上の利益の供与、供応接待(1件の価額が5,000円を超える場合に限る)を受けたときは、贈与等報告書で市長等に報告しなければなりません。

### 平成30年度の職員の職務に係る倫理の保持に関する状況等

- 新規採用職員に対する公務員倫理・職員倫理条例の研修の実施 受講者数=24人
- ②贈与等報告書の件数=7件(講演の謝礼等)
- ③職員倫理条例に違反することを理由として行った懲戒処分等=0件

### 公益通報等

公益通報の機会を拡充し、公正な職務の執行を損なう行為を防止するため、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例を、平成19年10月1日から施行しています。公益通報とは、市の事務・事業に関し、市の職員や委託事業者等が法令や市の条例・規則に違反したり、公益を害する不正な行為を行った場合に、それを知った市職員や市の委託事業に従事する職員等からの通報を公益監察員が受け、適切に対応することで、違反・不正行為を摘発・防止する制度です。

また、職員が公正な職務の執行を損なう行為を受けたときは、市長等に報告書を 提出しなければなりません。

### 平成30年度の運用状況

- ①公益通報の件数=0件
- ②公正な職務の執行を損なう行為に関する報告書の件数=0件